

## ⑦畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国庫）

地域ぐるみで畜産の収益性向上等を目指す体制を畜産クラスターとして認定し、その中心として位置づけられた畜産農家の施設整備・機械導入等を支援します。

対象者：畜産クラスター協議会※<sup>1</sup>で策定した畜産クラスター計画※<sup>2</sup>の中で、中心的な経営体として位置づけた畜産農家等

補助対象：○地域畜産の収益性又は持続性・社会的価値の向上に資する施設等の整備

<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜飼養管理施設</li> <li>家畜排せつ物処理施設</li> <li>自給飼料関連施設</li> <li>畜産物加工、展示・販売施設</li> </ul>	}	施設と一体的に整備する設備
---	---	---------------

○収益性又は持続性・社会的価値の向上等に必要な機械の導入

○和牛繁殖雌牛の更新実績に応じた奨励金を交付

採択基準：

- ・①収益性向上対策：生産効率の改善により、単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること（家畜飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設）、単位面積当たりの飼料生産量等が向上すること（自給飼料関連施設）、又は労働時間の短縮が図られること（各施設共通）等
- ・②持続性・社会的価値向上対策：国産飼料生産面積又は利用量の増加、堆肥販売量の増加、雇人数又は人件費の増加など、選択したテーマに応じた成果目標を達成すること 等
- ・更新奨励金の上限は 25 頭まで 等

補助率：1 / 2 以内（更新奨励金は定額）

事業手順：施設整備事業は前年度中に要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否が決定される。申請は市町村を經由して農業事務所へ提出。機械導入事業は例年 1 月～3 月頃に要望調査を実施し、申請は千葉県畜産協会へ提出。更新奨励金は別途要望調査があり、千葉県畜産協会等を通じて要望調査・事業の申請を行う。

※<sup>1</sup>：地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家や地方公共団体、農協、畜産関連事業者など地域の関係者が参画する協議会

※<sup>2</sup>：畜産クラスター協議会により定められた地域の畜産の収益性等の向上を図るための計画であって、国が定めた基準を全て満たすものとして知事により認定されたもの

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、

千葉県 農林水産部 畜産課（企画経営室）

043-223-2777